

郡山市東部地区新モビリティサービス社会実験業務委託に係る
公募型プロポーザル選定委員会設置要綱

令和7年7月2日制定
〔都市構想部総合交通政策課〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市東部地区新モビリティサービス社会実験業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 企画提案書等の審査及び契約候補者の特定に関すること。
- (2) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員7名以内をもって組織する。

- 2 委員は、都市構想部長、都市構想部次長兼都市政策課長、総合交通政策課長、総合交通政策課長補佐兼企画係長、総合交通政策課地域交通係長、政策開発部次長兼未来創造課長、保健福祉部次長兼保健福祉総務課長とする。
- 3 委員の任期は、郡山市が本業務の契約候補者と契約を締結した日までとする。

(委員長の職務等)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、都市構想部長とし、副委員長は都市構想部次長兼都市政策課長とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長はその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席できなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは委員長が決定する。
- 4 会議は、非公開とする。
- 5 会議は、必要に応じ書面開催を可能とする。

(選定基準)

第6条 選定基準は、郡山市東部地区新モビリティサービス社会実験業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領に定める。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市構想部総合交通政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年7月2日から施行する。
- 2 この要綱は、郡山市が本業務の契約候補者と契約を締結した日に、その効力を失う。